

軽井沢町宿泊税検討会議 報告書(案)

令和 6 年 11 月

軽井沢町宿泊税検討会議

○目次

1、 はじめに	1 p
2、 人口の推移	2 p
3、 歳入の推移	3 p
税収	
寄附金	
4、 歳出の推移	4 p
5、 滞在人口の推移	5 p
観光客	
宿泊客	6 p
滞在人口	7 p
6、 軽井沢町の課題について	8 p
7、 新たな財源確保について	8 p
新税の導入検討経過	
宿泊税について	9 p
8、 宿泊税の使途について	10 p
9、 宿泊税の課税要件	12 p
10、 まとめ	15 p

1. はじめに

軽井沢町は長野県の東の玄関口にあたり、面積の半分ほどが国定公園の中にあり、雄大な浅間山のふもとで、四季折々の美しい自然を体感できる街である。

明治 19 年(1886 年)にカナダ生まれの英國聖公会宣教師アレキサンダー・クロフト・ショー氏によって、避暑地として内外に紹介されて以来、国際的な保健休養地としての歴史と文化を育んできた。また昭和 26 年には「国際親善文化観光都市」となり、その「都市建設法」により観光都市として発展を遂げてきた。

平成 5 年に「上信越自動車道」が開通し、平成 9 年には「長野新幹線（現在の北陸新幹線）」したことにより、首都圏へのアクセスが身近になったことにより、居住地として移り住む人が増え、徐々に人口を増やしていく。一方で、日帰りの観光客が増え、宿泊客が減ったという声もあり、一つの大きな転機を迎えた。それ以前のバブル崩壊といった経済面の影響もあり、ピーク時には 500 件在った会社や学校の寮は 3 分の 2 に数が減り、民宿やペンションは後継者の問題もあり、年々数が減っている。

近年では年間約 770 万人の観光客が訪れており、ペットと宿泊できるホテルや高級志向のホテル、家族やグループで落ち着いて過ごせる、貸別荘やコテージといった形態の宿泊施設が増えている。

町の常住人口は 21,634 人（住民基本台帳：2024.4.1 現在）であるものの、別荘が 1 万 6 千戸以上あるため、常時約 3 万人が居住しており、春夏のシーズンにはその数倍の人口となる。以前より冬の積雪が少ない土地でもあり、秋冬のシーズンにも通年で滞在する人が増えている。

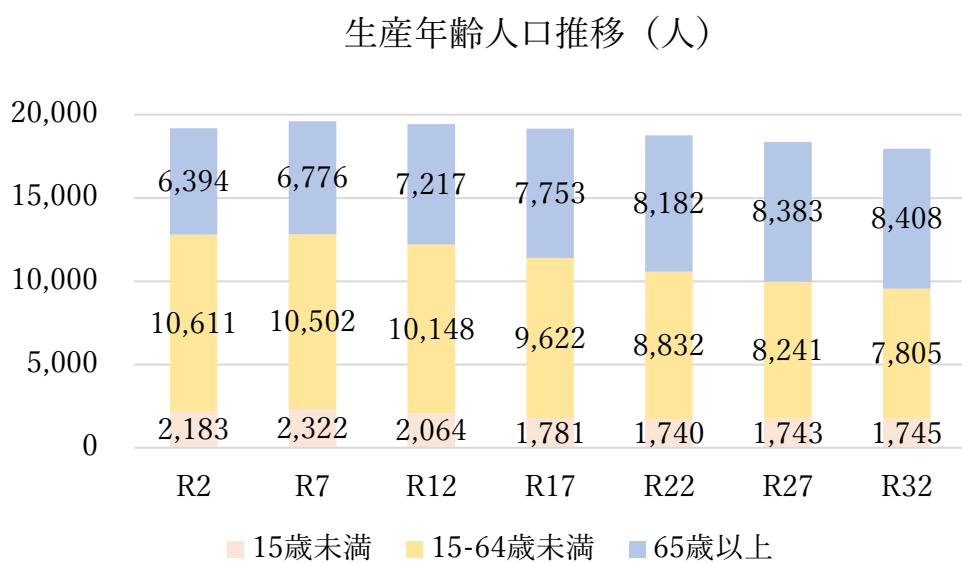
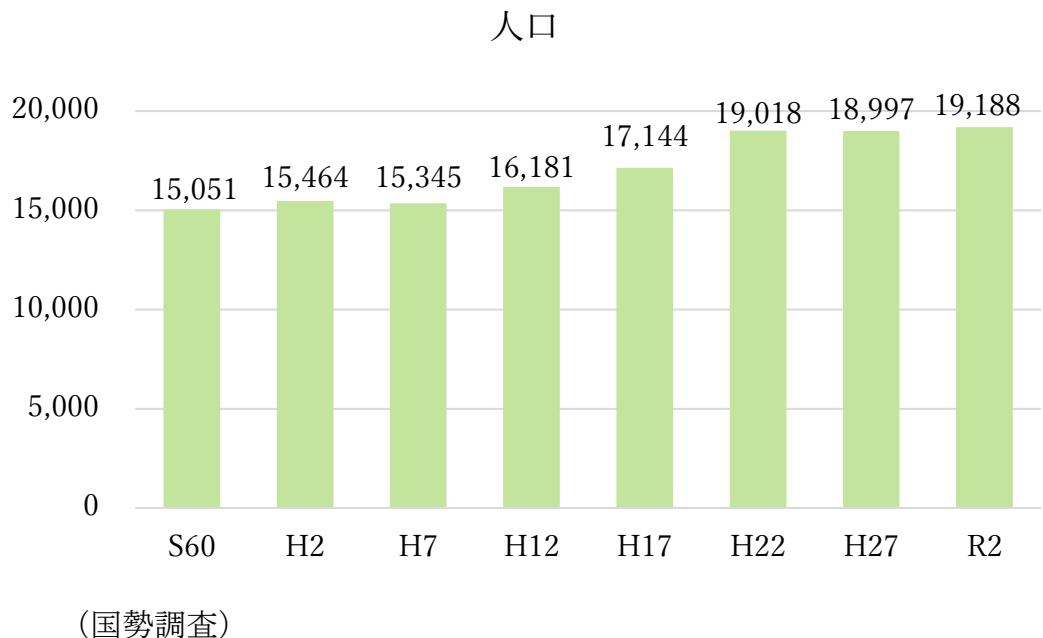
昭和 49 年から継続して普通交付税不交付団体であるが、指標となる財政力指数（注 1）は国勢調査の人口（令和 2 年は 19,188 人）を基に算出されており、別荘を含む潜在的な人口が 3 万人を超えると言われている町の財政運営は、常に厳しい状況である。また、自主財源の半分を占める税収は、固定資産税が特に大きな割合を占めているため、比較的安定しているが、地域の魅力がなくなり、土地の価格が下がる事になれば、大幅な減収となることが想定される。

今後、持続可能な観光地として、観光資源の魅力を高め、来訪者の受け入れ環境の整備等、観光の振興を図るために、新税となる「宿泊税」の導入について、必要性・目的・手段について検討を行った。

注 1) 地方公共団体の財政力を示す指標で、1.0 を上回ると団体の独自財源で行政運営ができるとみなされ、普通交付税が不交付団体となる。

2. 人口の推移

本町の総人口は、平成 7 年以降は増加しており、平成 27 年に一旦減少したものの、令和 2 年には 19,188 人に増加している。しかし、本町も全国と同様に少子高齢化が進行しており、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は、令和 7 年をピークに緩やかな減少傾向にあり、町税収入においても減収傾向が想定される。また、75 歳以上の人口増加を背景に社会保障関連経費が継続的に増加することが想定される。

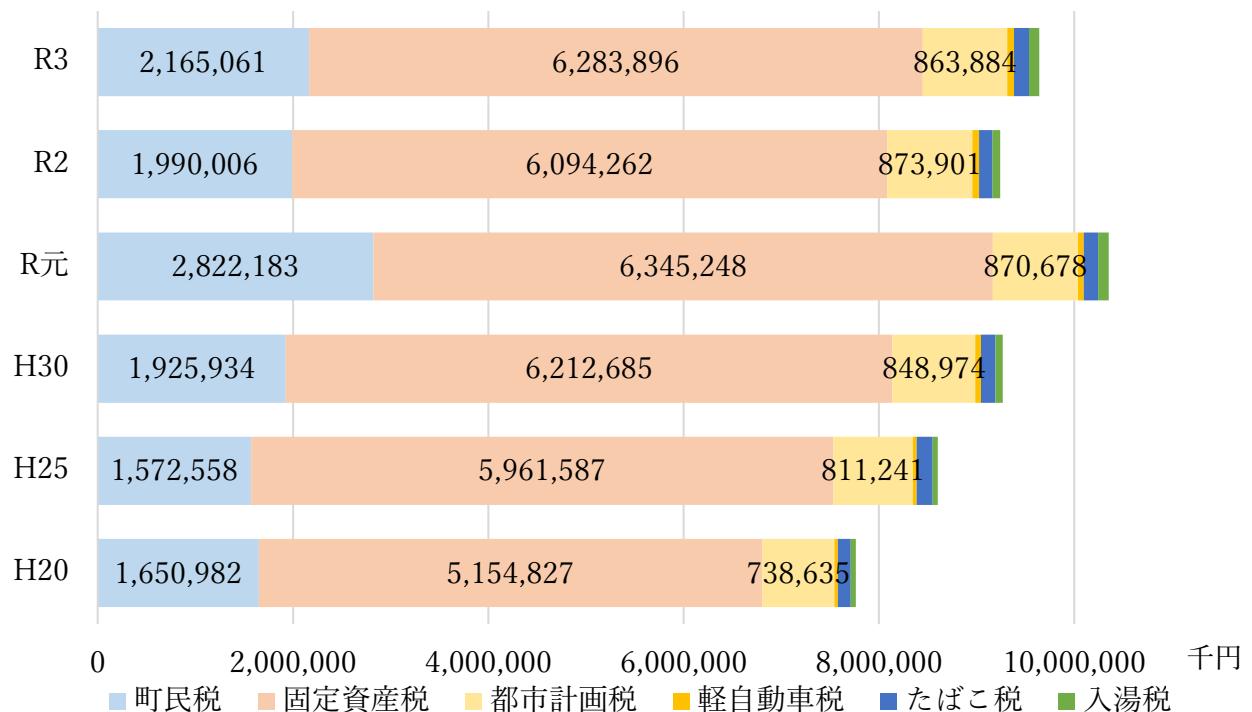


(地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き：令和 6 年 6 月版)

3. 歳入の推移

① 税収

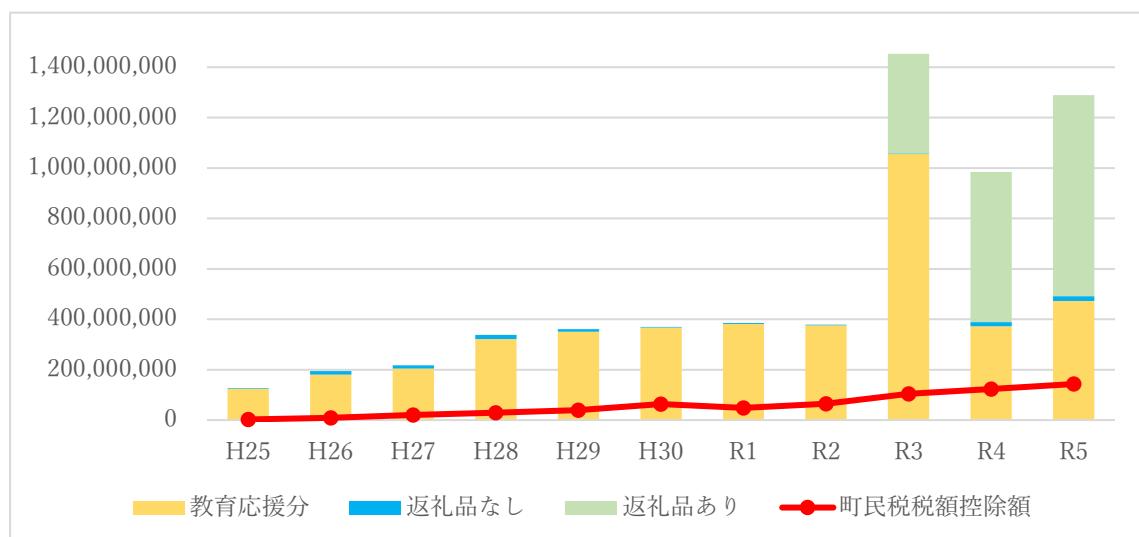
本町においては、同規模の他自治体と比べると固定資産税・都市計画税の安定的な税収が多くあるものの、今後の生産年齢人口の減少や景気が悪化することで、将来町税収入が減少することが懸念される。



② 寄附金

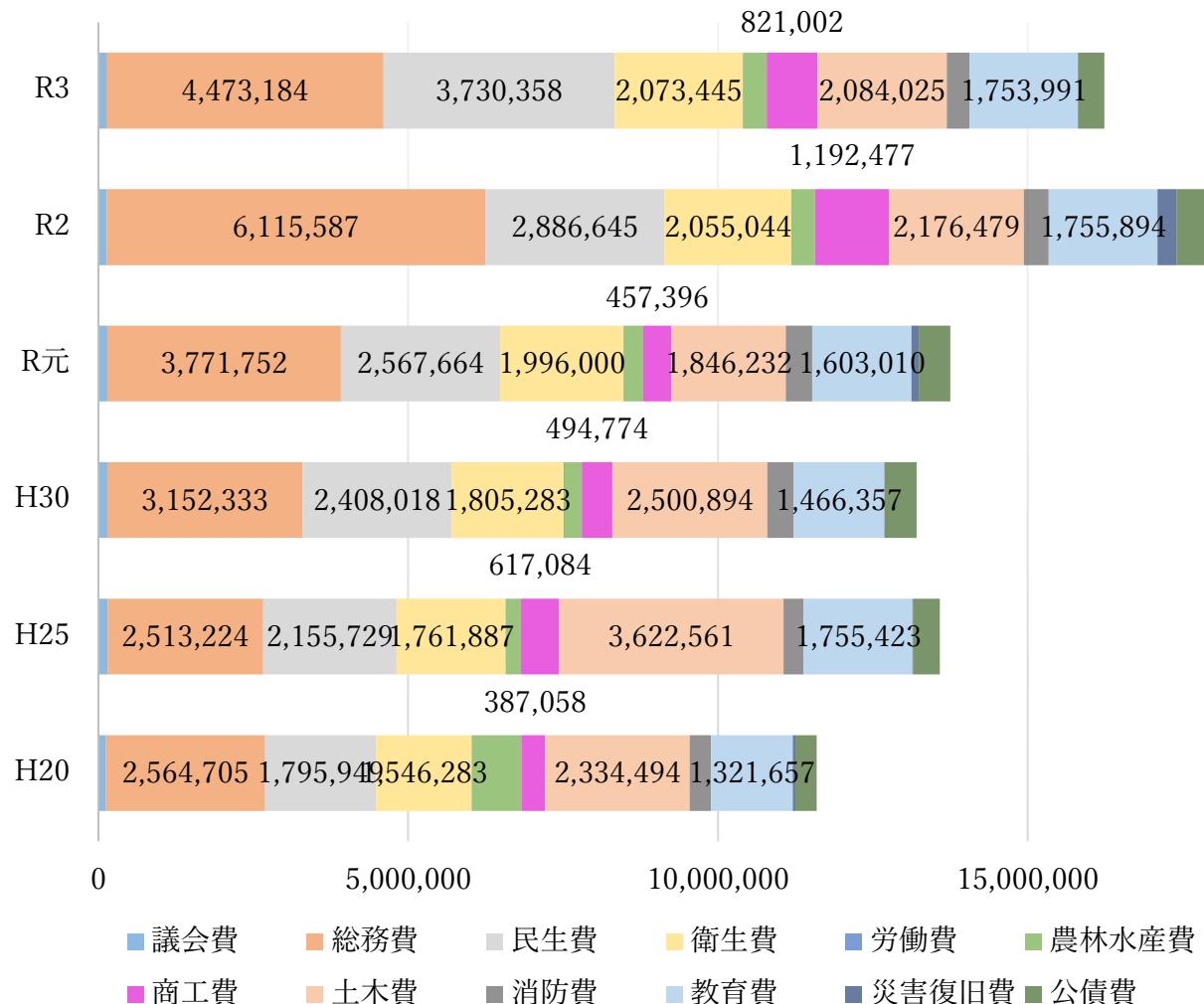
本町では「さわやか軽井沢ふるさと寄付金」の制度を平成 20 年度から開始し、令和 3 年度から返礼品事業が開始された。

返礼品事業が開始されてから寄付金が増えたものの、制度改正が相次いでおり、寄附金という形態では、安定した収入が今後も同様に見込めるとは限らない。



4. 歳出の推移

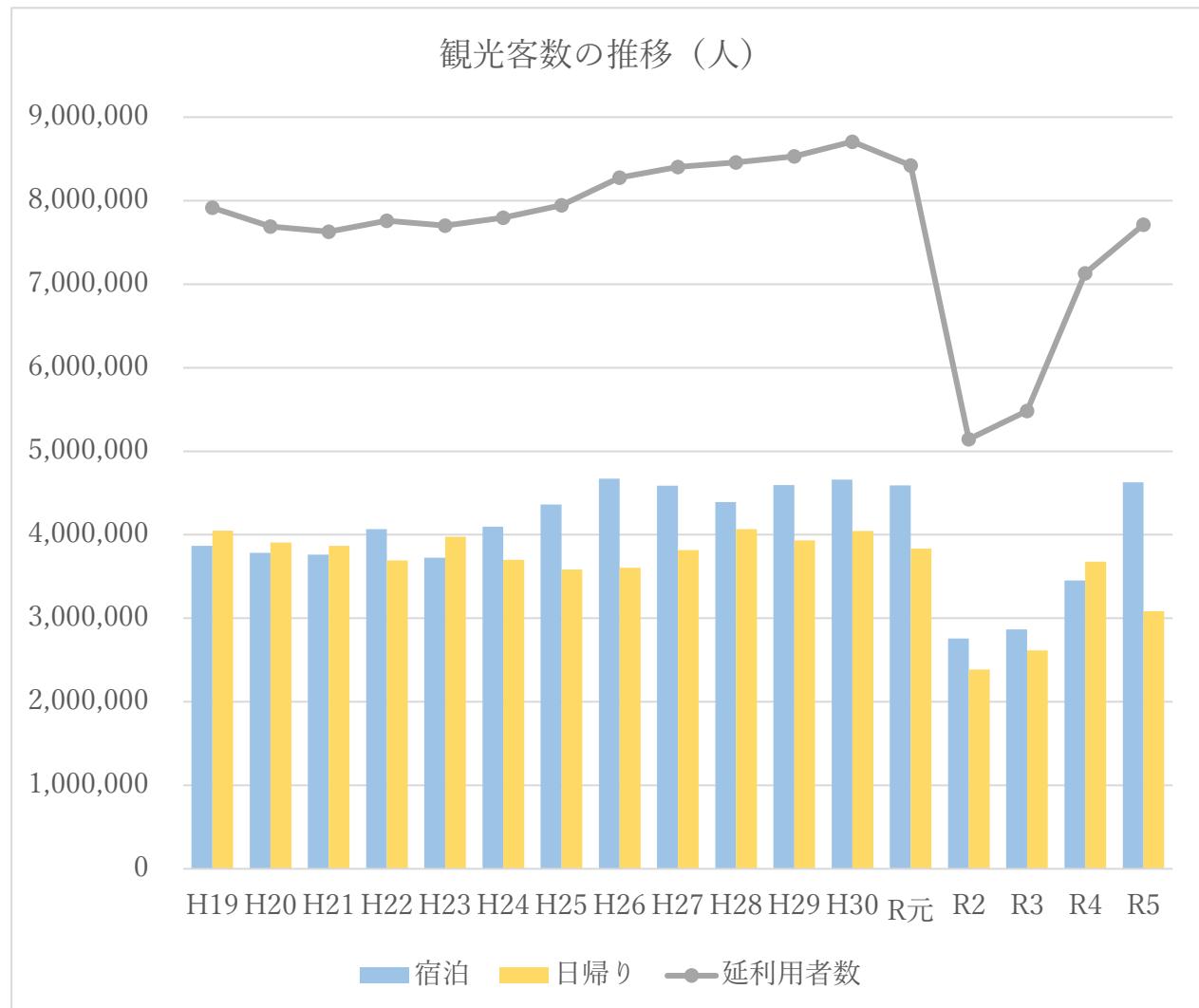
本町は、観光都市であるが、現在は民生費や土木費などに財源が充てられており、観光振興のための財源である、商工費が少ない傾向にある。



5. 滞在人口の推移

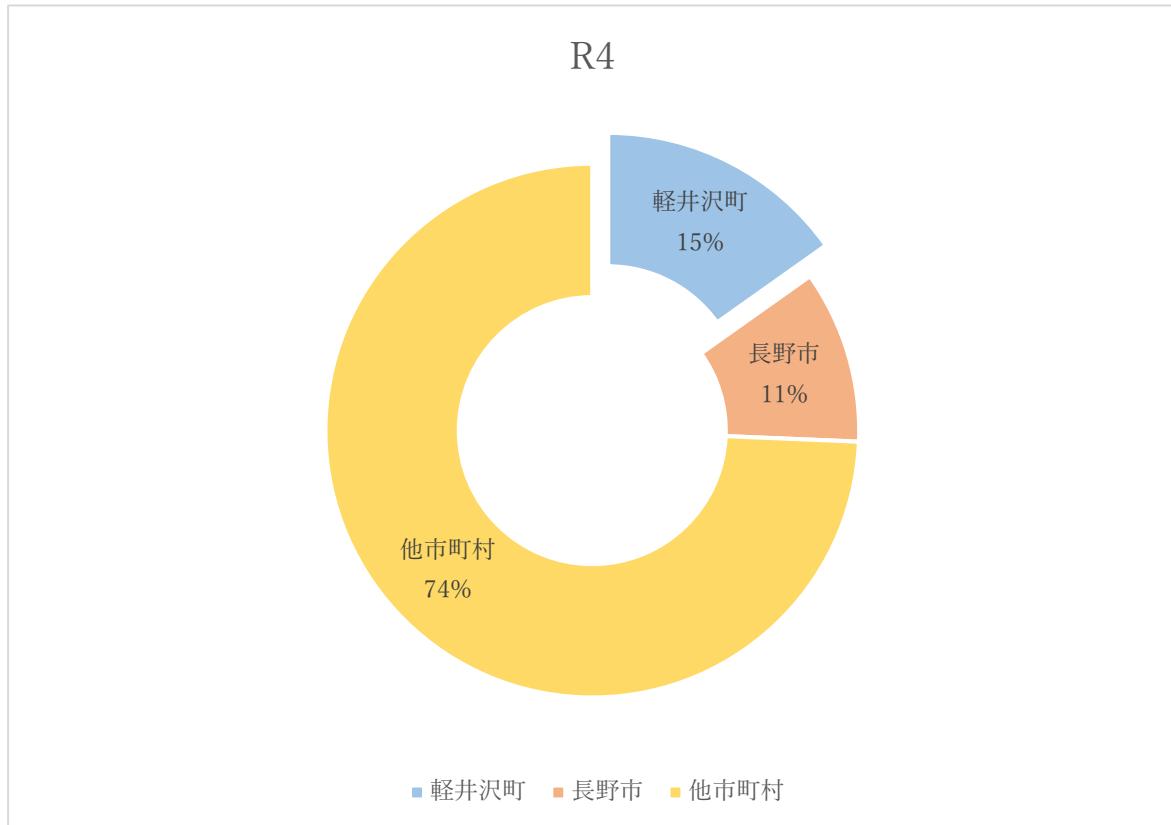
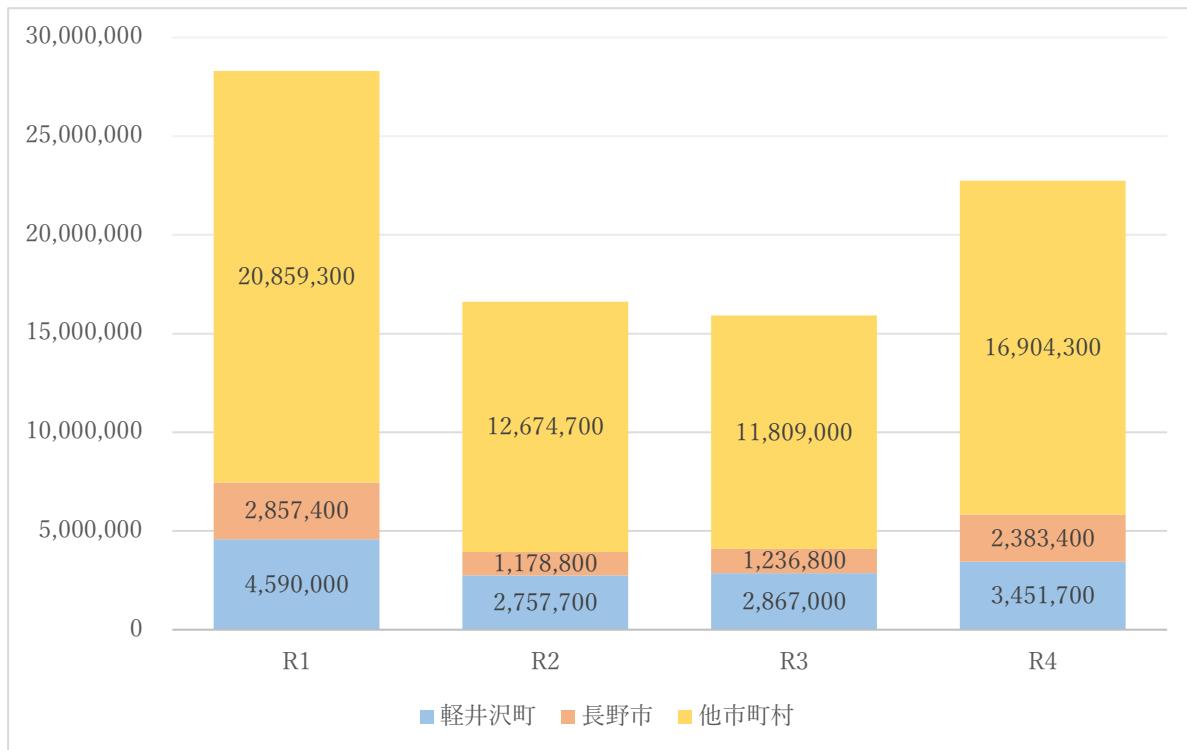
① 観光客

観光客数は、平成 30 年度までは増加傾向にあるが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した。新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行されてからは、観光客数は回復している。



② 宿泊客

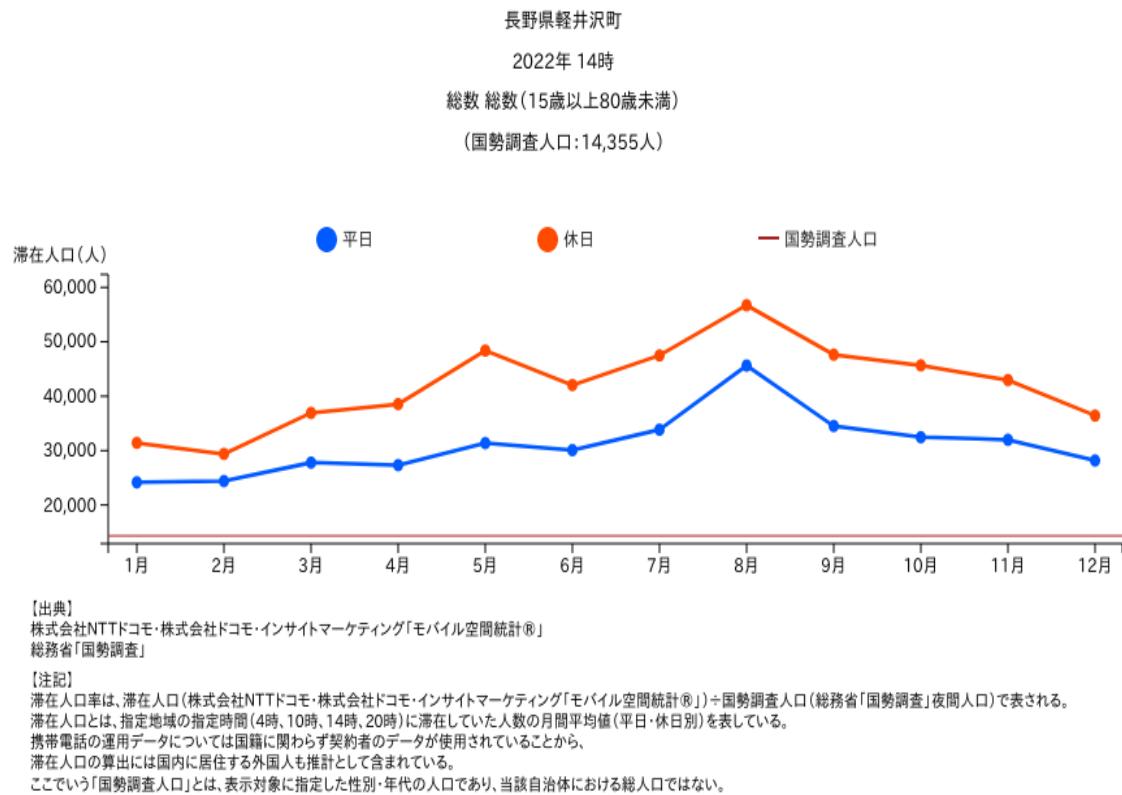
軽井沢町の宿泊者数は、長野県内の宿泊者数の約 15%を占めている。



③ 滞在人口

本町の滞在人口は、住民（別荘客を含む）と観光客を合わせると8月のピーク時（休日）では5万人を遥かに超えており、人口（国勢調査）の約3倍になっている。

滞在人口の月別推移



6. 軽井沢町の課題について

(1) 観光客の受け入れ環境の整備

観光客の増加に伴い、来訪者の受け入れと滞在環境の整備が必要である。

(インフラ整備、インターネット環境の整備、バリアフリー化など)

(2) 交通と環境への負荷

観光による人や通行車両の増加に伴う環境への負荷と季節的なオーバーツーリズムの問題がある。

(3) 国際親善文化観光都市と保健休養地としての魅力向上

「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」としての魅力を高める必要がある。また持続可能な発展を目指し、すべての住民にとって住みやすく、すべての来訪者にとって滞在しやすい町にすることが求められる。

(4) 安全・安心の町づくり

多くの滞在者に対応するため、災害時のみならず日ごろの安全・安心の町づくりが必要である。観光シーズンの最盛期に合わせたインフラ整備、ごみ処理体制、救急需要などの行政需要に対応する必要がある。

(5) 財源の制約

上記の課題を解決するためには財源が必要だが、限られた財源の中でどのように対応するかが課題となる。

(委員からの意見)

- ・より高度な観光振興を考えるためにも DMO の検討が必要である。
- ・観光を推進するうえで、観光ビジョンなど方針を示すことが必要である。

7. 新たな財源確保について

① 新税の導入検討経過

平成 28 年 (2016) 新税の検討開始

歴史と文化の環境税(太宰府天満宮の有料駐車場利用者に課税)を課税している太宰府市に先進地視察

平成 30 年 (2018) 新税について職員提案を募集

新税等検討委員会設置(H30～R2 までに 3 回開催)

※駐車場税等について検討を行ったが導入には至らず

② 宿泊税について

令和5年12月議会閉会挨拶で町長が導入について表明

令和6年1月 庁舎内の新税等検討会議開催

2月 福岡市・北九州市に先進地視察を行う

3月 庁舎内の新税検討会議開催

5月 宿泊税検討会議設置要綱策定

7月 庁舎内の新税検討会議開催

第1回宿泊税検討会議開催（18日）

8月 宿泊業者へアンケート実施（31日まで）

9月 庁舎内の新税検討会議開催

第2回宿泊税検討会議（18日）

10月 住民・観光客へアンケート実施（31日まで）

第1回住民説明会開催（16日）

第3回宿泊税検討会議（25日）

11月 庁舎内の新税検討会議開催

第4回宿泊税検討会議（14日）

（委員からの意見）

- ・財源の確保という点で、宿泊税は宿泊客個人から徴収することになるが、法人からの徴収する方法として、会議室利用税、コンベンション利用税のような案も考えられる。
- ・宿泊者から宿泊税を徴収するという行為は、宿泊施設のフロント担当者などが行うことになるため、その担当者が誇りを持って仕事ができるように宿泊施設で実際に働いている人たちが理解できるような説明、情報共有が必要である。
- ・宿泊事業者が賛同して課税業務を実施する必要がある。説明会などを実施して丁寧な説明をすること。
- ・今後も宿泊税に限らず、新税を検討すること。

8. 宿泊税の使途について

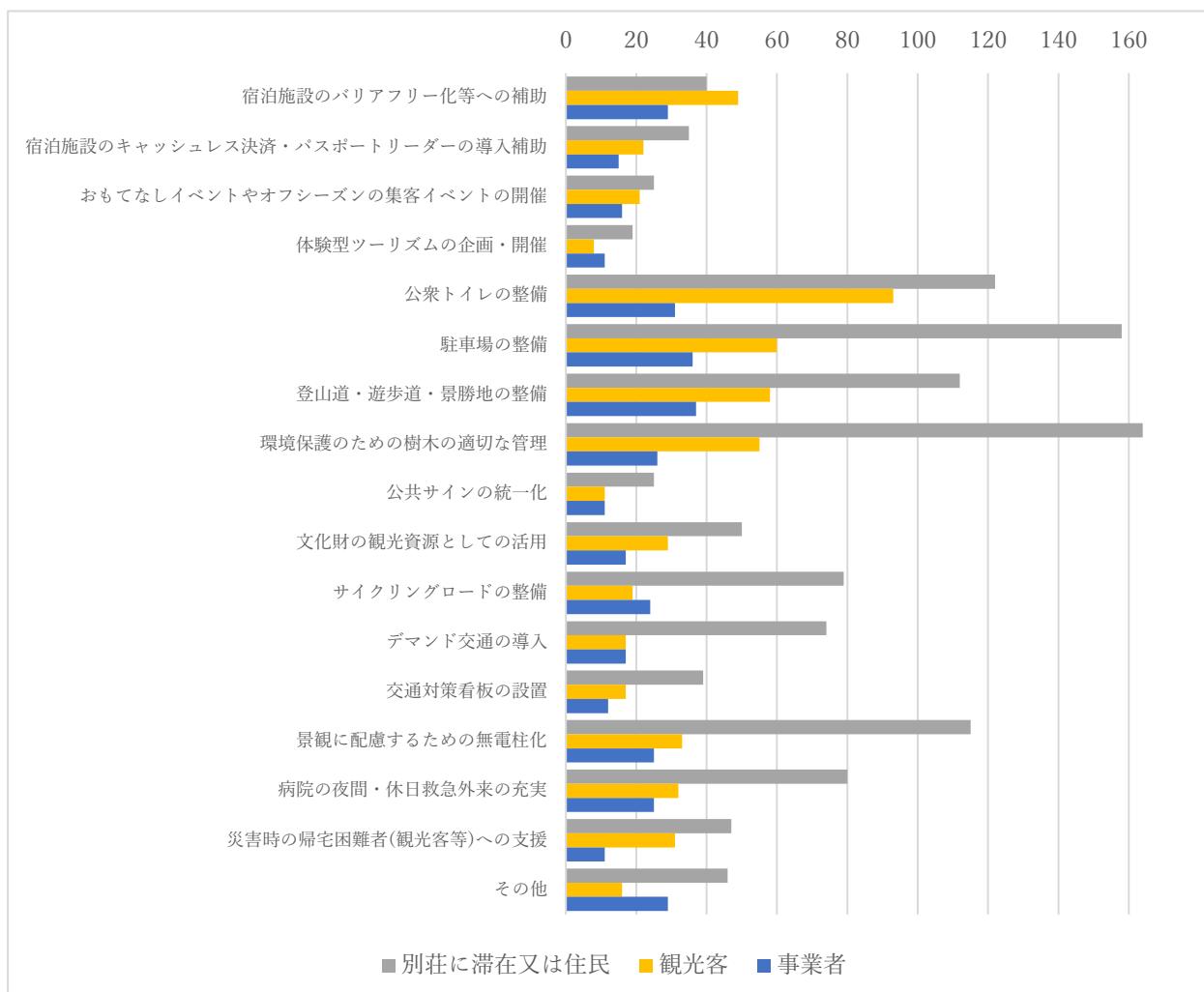
施策項目	事業例	財政規模
“美しい村” (まちなみ 景観)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と共生するため樹木の適切な管理指導 ・文化財活用のための整備 ・公衆トイレの整備 ・町道の無電柱化、共同溝の設置 ・公共サインの統一化 	4.3 億円
“安心と安全” (防災・医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・軽井沢病院の夜間・休日救急外来の充実 ・災害時の帰宅困難者（主に観光客）への支援 ・魅力的なサイクリングロードの整備 	1.1 億円
“快適な旅” (観光振興)	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の施設改装（バリアフリー化等）支援 ・事業者向けキャッシュレス決済・パスポートリーダー導入補助 ・スキルアップ研修等 ・観光資源（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等）の整備強化 ・デマンド交通の導入 ・交通対策案内看板設置強化（パーク&レールライドの推進） ・おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催 ・体験型ツーリズム 	3.5 億円
徴税経費・ 広報経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・徴税経費 ・広報経費 ・特別徴収事業者に対する報奨金 ・システム改修費補助 	1.6 億円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者確保事業 	検討中
合 計		10.5 億円

（委員からの意見）

- ・どの事業者も人手不足というのは課題である。解決するために働き手の確保や労働環境の改善に対する施策が必要である。
- ・人材確保は大きな課題であるため、具体的な施策の検討が必要である。住宅の整備や家賃補助など。

- ・働き手の確保の点で、住宅が不足している課題もあるため、町営住宅の改修など高齢者、若者が住める環境を整えて欲しい。
- ・軽井沢町と他市町村（スキー場など）は季節によって繁忙期が違うため、働き手を補填し合うことが考えられるがトラブルの基にもなる。行政のバックアップが必要不可欠になるため、長野県や他市町村と連携して検討していただきたい。
- ・一般税源で実施すべき施策を宿泊税を活用して実施することは、宿泊税を導入する意味がないため、今後も継続的な議論が必要である。
- ・使途よりも、町として今後どの様にしていきたいのかを示すことが先である。
- ・高校や大学と連携して、観光教育の体制を充実させるための施策を検討していただきたい。
- ・旅館組合や観光協会などの観光経営団体の機能強化のための施策を検討していただきたい。
- ・ハード、ソフトの両方に対して活用できるように需要額のバランスは検討が必要である。
- ・新たな観光客層や長期滞在者を確保するためのプロモーションが必要である。

【使途に関するアンケート結果】



9. 宿泊税の課税要件

項目	内容	備考
名称	軽井沢町宿泊税	
課税方式	法定外目的税	県と統一
課税客体	宿泊行為	県と統一
納税義務者	町内に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設	県と統一
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者	県と統一
特別徴収義務者 報奨金	期限内申告納入額の 2.5% (制度開始 5 年間は電子申告かつ期限内納入した場合は 0.5% を加算)	県と統一
税率・税額	宿泊料金の 3% を上限に税額を設定 (町税分) 10,000 円以上 20,000 円未満 300 円 (150 円) 20,000 円以上 50,000 円未満 600 円 (450 円) 50,000 円以上 100,000 円未満 1,500 円 (1,350 円) 100,000 円以上 3,000 円 (2,850 円)	
免税点	10,000 円未満の宿泊料金の場合は徴収しない ※県は 3,000 円未満のため 3,000 円～10,000 円未満は県税 (150 円) のみ課税となる	
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加している者	県と統一
制度の見直し	導入当初 3 年、以後は 5 年ごとに制度の見直しを検討する	県と統一

(委員からの意見)

- ・民宿やペンションなど低価格帯で営業している事業者も多く、それらを利用する人は、スポーツ合宿や学業、ビジネスなどでの利用である。観光目的ではない利用者から宿泊税を徴収するというのは、目的から反れていると考えられるため、対応を検討していただきたい。
- ・修学旅行なのか教育旅行なのか合宿なのか、徴収するために事業者が判断することは非常に難しい。
- ・1万円未満を免税にすることで、低価格帯の利用が多い学生やビジネス客が免税になる。
- ・素案の税額は全国的に高いため、良い話題になるか悪い話題になるか不安である。

<参考資料：先行自治体の概要>

団体名 (施行年月)	税率（1人一泊について）		料金に対する割合	使途
	免税点等	税額・税率		
東京都 (H14. 10)	1万円未満	1万円～ 100円 1万5千円～ 200円	最大1.3%	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
大阪府 (H29. 1)	7千円未満	1万円～ 100円 1万5千円～ 200円 2万円～ 300円	最大1.5%	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
京都市 (H30. 10)	☆	2万円未満 200円 2万円～ 500円 5万円～ 1,000円	4%※ ※5千円の場合	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
金沢市 (H31. 4)		2万円未満 200円 2万円～ 500円	4%※ ※5千円の場合	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
俱知安町 (R1. 11)	☆	定率 2%	2%	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
福岡県 (R2. 4)		200円	4%※ ※5千円の場合	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他観光の振興を図る施策に要する費用
福岡市		2万円未満 200円 2万円～ 500円 ★県税分50円を含む	4%※ ※5千円の場合	観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力増進、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用

北九州市 (R2. 4)		200 円 ★県税分 50 円を含む	4%※ ※5 千円の場合	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用
長崎市 (R5. 4)	☆	1 万円未満 100 円 1 万円～ 200 円 2 万円～ 500 円	2%※ ※5 千円の場合	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
ニセコ町 (R6. 11)	☆	2 万円未満 200 円 2 万円～ 500 円 5 万円～ 1, 000 円 10 万円以上 2, 000 円	4%※ ※5 千円の場合	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用
常滑市 (R7. 1)		200 円	4%※ ※5 千円の場合	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用
熱海市 (R7. 4)	☆ 12 歳未満	200 円	4%※ ※5 千円の場合	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用
赤井川村 (R7. 4)	☆	2 万円未満 200 円 2 万円～ 500 円	4%※ ※5 千円の場合	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる費用

10. まとめ

本検討会議は、軽井沢町において極めて重要な産業である観光について、持続的な観光振興、「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」としての魅力を高めるため、今後どのように進めていくべきか、そのための財政上の負担をどこに求めるかという視点から、宿泊事業者、宿泊者、住民など、幅広く意見を求め、検討を行ってきた。

これまでの会議における検討の結果、本検討会議では、以下について軽井沢町に報告する。

- 1 軽井沢町の観光行政における財政状況等を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たに安定的財源である法定外税（宿泊税）を導入することが適当である。
- 2 宿泊税を財源とする観光振興施策については、以下の点に注意し、町において観光ビジョンを示し、方向性や優先順位を明確にしたうえで取り組む必要がある。
 - ・軽井沢町の観光振興のための新規・拡充する施策に充当する。
 - ・今後の観光動向や、長野県との連携、広域観光も視野に入れた施策に活用する。
 - ・一般財源で行う既存施策へは充当しない。
 - ・導入にあたってのシステム改修など、長野県と共通する事項においては、県と調整を図り、特別徴収義務者の負担を軽減するよう努めること。
- 3 税額については、徴収事業者への負担をできるだけ軽減する意味で定額制とするが、町内の宿泊料金の幅が広いことを鑑み、段階的定額制とすることが適当である。また長野県との割合については、長野県と十分協議をした上で決定すべきである。
- 4 免税点については、町内に寮や保養所が多いこと、また、群馬県と隣接していることから、低価格帯への配慮を求める。

軽井沢町において新たに宿泊税を創設するにあたっては、納税される宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者など、関係者への丁寧な説明を行ない、寄せられた意見を十分に考慮しながら制度構築を行うことを求める。

また、宿泊税導入後においても、使途が明確であること、どの様な事業に充当されたかを明らかにするなど、軽井沢町においての説明責任を果たすことを求めるとともに、激動する社会情勢等の変化を勘案し、導入当初3年、以後は5年毎に制度の見直しを検討することを求める。

最後に、本検討会議のためアンケートにご協力いただいた宿泊者、宿泊事業者をはじめ、検討にご協力いただいた関係各位に感謝申し上げる。

令和6年（2024年）11月
軽井沢町宿泊税検討会議

参考

(1) 軽井沢町宿泊税検討会議 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
鈴木 健夫		
由井 一夫		
新見 文彦		
佐藤 守		
和貝 たかね		
本島 和美		
田村 秀	委員長	
油井 克夫	副委員長	
坂野 寿之		
原口 博光		

(2) 軽井沢町宿泊税検討会議 検討経過

回数	開催日	議題
第1回	令和6年7月18日	(1)軽井沢町の情勢について (2)軽井沢町の観光の現況について (3)新たな財源確保について (4)アンケート（案）について
第2回	令和6年9月18日	(1)アンケート集計結果について (2)長野県の動向について (3)使途（素案）について (4)税率・税額（素案）について (5)免税点・課税免除（素案）について (6)課税客体等（素案）について (7)その他 ①今後のスケジュールについて ②アンケート（案）について
第3回	令和6年10月25日	(1)報告 ①第1回軽井沢町宿泊税説明会について ②観光客・住民向けアンケート途中経過について (2)協議 ①県の動向について ②使途（素案について ③税率・税額（素案）について ④免税点・課税免除（素案）について ⑤課税客体等（素案）について
第4回	令和6年11月14日	(1)住民・観光客向けアンケート集計結果について (2)報告書（素案）について